労務費ダンピング調査の実施について

令和８年１０月２７日
茨 城 県 土 木 部

茨城県土木部発注工事において、令和８年１１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から下記のとおり労務費ダンピング調査を実施しますので、お知らせします。

記

１　対象工事

土木部が発注する予定価格４千万円以上の建設工事（建設業法第２条第１項に規定する建設工事に該当しないもの（除草工事、剪定工事等）は対象外）

２　労務費ダンピング調査の実施方法

落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行う。「一定水準」については、当該工事の直接工事費の官積算額に０．９７を乗じたものとする。直接工事費が「一定水準」を下回る場合、入札を執行する主管課長又は出先機関の長は、落札候補者から別紙の理由書（以下、「理由書」という。）を徴し、確認を行う。また、当該入札が「低入札価格調査制度実施運営要領」に基づく低入札価格調査の対象となっている場合は、低入札価格調査の結果、履行可能と判断された後に、直接工事費が「一定水準」を下回る場合、落札候補者から「理由書」を徴し、確認を行うものとする。

※労務費ダンピング調査の流れは、（別紙）労務費ダンピング調査の実施方法を参照

３　合理的な回答が得られなかった場合の対応

「理由書」で合理的な回答が確認できなかった場合でも、契約は締結するものとするが、必要に応じて、建設業法に基づく調査等を実施する。

４　その他

「理由書」の提出を行わない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

５　適用

令和８年 11 月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。